

---

---

**第3次 小美玉市障がい者計画  
第4期 小美玉市障がい福祉計画**

---

---

**【 素 案 】**

**平成27年 月  
小 美 玉 市**



# 目次

## 第1部 総論

第1章 計画の概要 .....	3
1. 計画策定の趣旨 .....	3
2. 計画の位置づけ .....	4
3. 計画の期間 .....	6
4. 計画の対象者、障がい者 .....	7
第2章 小美玉市の障がい者を取り巻く現状 .....	8
1. 総人口等の推移 .....	8
2. 障がい者数の推移 .....	10
3. アンケート調査結果から見る障がい者を取り巻く現状 .....	16
第3章 計画の基本理念・基本目標 .....	35
1. 基本理念 .....	35
2. 基本目標 .....	35
3. 施策の体系 .....	36

## 第2部 障がい者計画

第1章 理解とふれあいをめざして .....	41
1. 広報・啓発活動の推進 .....	41
2. 福祉教育の充実 .....	42
3. 交流・ふれあいの促進 .....	43
4. NPO活動・ボランティア活動の育成と支援 .....	44
第2章 個性と可能性を伸ばす教育をめざして .....	46
1. 就学前療育の充実 .....	46
2. 教育の充実 .....	47
第3章 就労機会の充実をめざして .....	49
1. 就労機会の拡大及び雇用の安定 .....	49
第4章 生活を支える福祉サービスをめざして .....	51
1. 相談・情報提供体制の整備 .....	51
2. 障がい福祉サービス等の充実 .....	53
3. 権利擁護及び差別の解消の推進 .....	54
4. 障がい者の虐待防止対策 .....	55
5. 生活安定施策の充実 .....	56
6. 福祉人材の養成・確保 .....	57
7. スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進 .....	58
第5章 保健・医療の充実をめざして .....	59
1. 早期発見・早期療育体制の整備 .....	59
2. 医療・リハビリテーションの充実及び医療費の助成 .....	61
3. 精神障がい者への支援 .....	62
4. 難病患者及び在宅重度障がい者への支援 .....	63

<b>第6章 安心して暮らせる生活環境をめざして</b>	64
1. バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進	64
2. 安全・安心のまちづくりの推進（防犯・防災体制の整備）	65
<b>第3部 障がい福祉計画</b>	
<b>第1章 施策の体系</b>	69
1. 計画の体系	69
2. サービスの内容	70
<b>第2章 障がい福祉計画の基本目標</b>	72
1. 福祉施設入所者の地域生活への移行	72
2. 福祉施設から一般就労への移行	73
3. 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	74
4. 地域生活支援拠点等の整備	74
<b>第3章 障害福祉サービスなどの利用実績と第4期における見込量</b>	75
1. 訪問系サービス	75
2. 日中活動系サービス	77
3. 居住系サービス	80
4. 計画相談支援・地域相談支援	81
5. 障がい児支援	82
6. その他のサービス	84
<b>第4章 地域生活支援事業の利用実績と第4期における見込量</b>	85
1. 理解促進研修・啓発事業	85
2. 自発的活動支援事業	86
3. 相談支援事業等	87
4. 成年後見制度法人後見支援事業	89
5. 意思疎通支援事業	90
6. 日常生活用具給付事業	91
7. 手話奉仕員養成研修事業	92
8. 移動支援事業	93
9. 地域活動支援センター	94
10. その他の事業	95
<b>第4部 計画の推進に向けて</b>	
<b>第1章 計画の推進に向けて</b>	99
1. 地域福祉の推進	99
2. 情報提供の充実	99
3. 相談支援体制の充実	99
4. 障がい者福祉施策推進のための人材の確保・育成	99
5. 関係各課・関係機関等との連携	99
6. 計画推進の評価	100

## 「障がい」の表記について

### 1. 表記の実施

小美玉市では、従来、「障害」と表記していたものについて、公文書、広報等において可能なものから、法律名、省令名等及びそれに基づく制度、並びに施設の名称や団体名等のような固有の名称を除き、次のとおり表記することとしています。

【例示】障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がい など

### 2. 表記の理由

「害」の字は、身体障害者福祉法の制定の際に「礙」や「碍」（礙の俗字）の字が当用漢字の制限を受けて使用できないため、代わりに使用されるようになりました。

しかし、一般的に、「障害者」の「害」の字には「悪くすること」「わざわい」などの否定的な意味があり、「障害」は本人の意思でない生来のものや、病気や事故などに起因するものであることから、その人を表すときに「害」を用いることは人権尊重の観点からも好ましくないものと考えられます。このような理由から、市が率先して、障がい者に対してより不快感を与えないように表記を改めることとしました。

### 3. 表記の方針

心のバリアフリーを進めるため、市が策定する計画等においては、上記のルールに従って表記します。